

総務まちづくり常任委員会議事録

(令和6年6月5日)

総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和6年6月5日（水） 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委 員 長 村井 浩二 副委員長 西田いく子
委 員 斧田 秀明 建石 良明
藤井千代美 森田 忠彦
辻本 博之 中村 直幸
議 長 山田 強
- 4 欠席委員 _____
- 5 説 明 員 町 長 田中 祐二 健康福祉部長 子安 逸二
教 育 長 中道 雅夫 教 育 次 長 東條 信也
政策総務部長 小角 孝彦 秘書政策課長 小南 考弘
まちづくり推進部長 鳥取 勝憲 企画担当課長 杉山 裕二
- 6 議会事務局 事 務 局 長 正野 正 書 記 木下 雄平
- 7 傍 聴 者 _____
- 8 会議に付した事件
(1) 議案第18号 太子町地域公共交通会議条例中改正の件
(2) 議案第19号 ふるさと太子応援基金条例中改正の件

午前 9時30分 開 会

○村井委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第18号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件、ほか1件の議案でございます。何とぞよろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○村井委員長 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、条例案件2件でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第18号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○杉山企画担当課長 皆様、おはようございます。

それでは私のほうから、太子町地域公共交通会議条例中改正の件につきまして、ご説明させていただきます。

それでは、資料の031801の太子町地域公共交通会議条例中改正の件の資料をお開きいただけますでしょうか。

それでは、1頁目をご覧ください。

今回の改正は、太子町地域公共交通会議を組織する委員のうち、所属団体の太子町観光・まちづくり協会が法人化に伴い名称を一般社団法人太子町観光協会に変更したこと等により、本町の地域公共交通会議条例の一部を改正するものとなります。

続きまして、3頁をご覧くださいませでしょうか。

具体的な改正内容としましては、第3条第2項第11号に規定しております太子町社会福祉協議会を社会福祉法人太子町社会福祉協議会に、第12号に規定しております太子町観光・まちづくり協会を一般社団法人太子町観光協会に改めるものです。1頁戻りまして、2頁目をご覧ください。

この条例は、公布の日から施行する予定としております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○村井委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田副委員長 ちょっと条例として、これは文言が変わっただけというのは分かるんですけど、条例全体で少し確認しておきたいことは、委員が2年任期になっていますけれども、これも途中で替わることもあるということですか。今回、新しく委員さん2人、住民代表で来られましたけど、あの方は必ず2年ということなのか、途中でやめるということもあるのか、そういうことも考えているのか。2年は必ずみんなにかかってくるのか、その点だけお聞きしたいんですけど。

○杉山企画担当課長 今、ご質問のありました委員さんの任期は必ず2年なのかということなんですけども、原則2年ということで委嘱のほうをさせていただいております。各団体から出ておられます方が人事異動や交代等することがない限り、基本は2年ということでやっていただいております。

以上です。

○村井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第18号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号、太子町地域公共交通会議条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第19号、ふるさと太子応援基金条例中改正の件、これを議題といたします。本件について説明を求めます。

○杉山企画担当課長 続きまして、同じく私のほうから、ふるさと太子応援基金条例中改正の件につきまして、ご説明させていただきます。

資料のほうですけれども、031901、ふるさと太子応援基金条例中改正の件の資料の1頁目をご覧くださいませでしょうか。

今回の改正につきましては、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法の一部が改正されたことに伴い、引用する条項にずれが生じたため、本町のふるさと太子応援基金条例の一部を改正するものです。

3頁目をご覧ください。

具体的な改正内容としましては、第9条第2項中、地域再生法第13条の2を地域再生法第13条の3に改めるものです。

1頁戻りまして、2頁目をご覧ください。

この条例は、公布の日から施行する予定としております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願いいたします。

○村井委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田副委員長 上位法令が変わって条項がずれるというのは、ちょっと中身が分かりづらいんですが、地域再生法が変わることで、うちがふるさと納税をもらうことで何か得すること、損することとか、中身で変わることはあるんですか。

○杉山企画担当課長 この上位法令が変わることによって、ふるさと太子応援基金条例のほうに何か変化があるかということなんですけれども、上位法令が13条の2というところで1つ条項が新たに制定されたことによって、条ずれを起こしたものになりますので、太子町の太子応援基金条例で何か変わることはございません。

以上でございます。

○西田副委員長 ちょっと説明を受けて、地方債の特例が加わったとか何かおっしゃって

いたんですが、それで太子町がどうなるという話でもないということですか。

○杉山企画担当課長 今ご質問頂きました上位法令で新たに条項が加わったものについて、内容だけ簡単にちょっと説明させていただきます。

こちらのほう、元々13条の2ということで見にいったものが13条の3に変わつたと。新たに制定されました13条の2の内容ですけれども、こちらのほうが一応民間事業者の施設整備に関する地方債の特例の創設ということになりまして、簡単に概要なんですけれども、いわゆる官民競争によりまして、地方創生に資する施設整備を後押しするために、民間事業者が公共的施設等の整備を行う場合についても、地方公共団体がデジタル田園都市国家構想交付金を活用しまして補助する場合には、本来でしたら起債の対象にならなかったんですけれども、こちらの補助の経費の地方負担分を地方債の起債の対象とするという条項になりまして、ふるさと納税のほうとは今回関係ないものとなっております。

以上です。

○村井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第19号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号、ふるさと太子応援基金条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでございました。

午前 9時40分 閉 会

太子町議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 村 井 浩 二